

大和市告示第23号

大和市子育て世帯への臨時特別給付事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和6年2月14日

大和市長 古谷田 力

大和市子育て世帯への臨時特別給付事業実施要綱を廃止する要綱

大和市子育て世帯への臨時特別給付事業実施要綱（令和2年大和市告示第100号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の大和市子育て世帯への臨時特別給付事業実施要綱の規定により支給した給付金の返還については、同要綱第15条の規定は、なおその効力を有する。